議案第34号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

## 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、 当該感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免 についての特例措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

よりに改正する。	
改正後	改正前
付 則	
(新型コロナウイルス感染症の影響により	
収入の減少が見込まれる場合等に係る保	
<u>険料の減免の特例)</u>	
第11条 令和2年2月1日から令和3年3	
月 31 日までの間に納期限(特別徴収の場	
合にあっては、特別徴収対象年金給付の支	
払日。以下この項において同じ。)が定めら	
れている保険料(第1号被保険者の資格を	
取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1	
項の規定による届出が行われなかったた	
め令和2年2月1日以降に納期限が定めら	
れている保険料であって、当該届出が第1	
<u> </u>	
以内に行われていたならば同年2月1日前	
に納期限が定められるべきものを除く。)	
の減免については、次の各号のいずれかに 芸火ナス老は、第14条第1項に担党ナス	
<u>該当する者は, 第 14 条第 1 項に規定する</u> 保険料の減免の要件を満たすものとして,	
同項の規定を適用する。	
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置	
法(平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条	
の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイ	
ルス感染症(次号において「新型コロナ	
ウイルス感染症 という。)により、第	
1号被保険者の属する世帯の生計を主と	
して維持する者が死亡し、又は重篤な傷	
<u>病を負ったこと。</u>	
<u>(2)</u> 新型コロナウイルス感染症の影響に	
 より, 第1号被保険者の属する世帯の生	
計を主として維持する者の事業収入, 不	
動産収入,山林収入又は給与収入(以下	

「事業収入等」という。)の減少が見込まれ,次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 事業収入等のいずれかの減少額(保 陳金,損害賠償等により補填されるべ き金額があるときは、当該金額を控除 した額)が前年の当該事業収入等の額 の10分の3以上であること。
- イ 減少することが見込まれる事業収 入等に係る所得以外の前年の所得の 合計額が 400 万円以下であること。
- 2 前項の場合における第14条第2項の規定 の適用については、同項中「提出しなけれ ばならない」とあるのは、「提出しなければ ならない。ただし、市長は、これにより難 い事情があると認めるときは、別に申請期 限を定めることができる」とする。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第11条の規定は、令和2年2月 1日から適用する。